

みやこ町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和及び適正な管理に関する条例をここに公布する。

令和4年12月28日

みやこ町長

内田直志

みやこ町条例第28号

みやこ町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和及び適正な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、みやこ町における美しい自然環境、魅力ある景観並びに良好な生活環境の保全及び形成を維持すると共に、再生可能エネルギー発電設備との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 みやこ町の美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境は、町民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恩恵を享受することができるよう、町民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー発電設備設置事業 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る鉄柱等を除く。以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）を設置（設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含む。）し、維持管理を行う事業をいう。

(2) 事業者 再生可能エネルギー発電設備設置事業（以下「事業」という。）を行う者及び行おうとする者をいう。

(3) 事業区域 事業を行う区域をいう。

(4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

- (5) 該当区 その区域に事業区域を含む行政区をいう。
- (6) 近隣関係者 該当区のほか、事業により生活環境等に一定の影響を受けることが想定される関係者及び団体をいう。
- (7) 土地所有者等 事業区域の全部又は一部について所有権その他の使用権原を有する者であって、事業を行う権原を与えた者又はその承継者をいう。

(適用事業)

第4条 この条例の規定は、事業区域の面積が1,000平方メートル以上となる事業（建築物の屋根等に設置するものを除く。）を対象とする。

- 2 事業区域の面積については、既に設置した施設や他の設置計画が一団の連続した事業とみなされる場合は、その面積を合算する。
- 3 発電出力が10キロワットを超える事業（建築物の屋根等に設置するものを除く。）を対象とする。

(町の責務)

第5条 町は、第2条に規定する基本理念にのっとり、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業の実施に当たっては、関係法令、みやこ町環境保全条例（平成18年みやこ町条例第149号）、この条例及び別に定める規則を遵守するとともに、地域の状況に応じた災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために次の措置を講じなければならない。

- (1) 事業の実施に伴う作業における災害の発生の防止に関する措置
- (2) 事業の設置物及び土地の区画形質の構造の安全性に関する措置
- (3) 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する措置
- (4) 事業を廃止した後において行う措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要があると認められる措置

(町民の責務)

第7条 町民は、第2条に規定する基本理念にのっとり、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(届出)

第8条 事業者は、第4条に規定する事業を施行しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を届け出て、町長と協議しなければならない。ただし、同条第3項に規定する事業を施行しようとするとき、その事業区域の面積が1,000平方メートル未満である場合は、第5号及び第6号に規定する事項の届出を省略することができる。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業を行う位置及び計画を明らかにする図書
- (3) 事業区域及びその周辺の状況を示す写真
- (4) 事業に係る設計又は施工方法を明らかにする図書
- (5) 該当区への説明会に係る報告書
- (6) 近隣関係者への説明に係る報告書
- (7) 法令による許認可等を受けている場合は、その許可書の写し
(該当区及び近隣関係者への説明等)

第9条 事業者は、前条の規定による届出を行う前に、該当区及び近隣関係者（以下「関係者」という。）に対して、同条第1号及び第2号に掲げる事項を周知し、事業の計画等について説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、前項の説明会により、関係者の理解を得るように努めるものとする。ただし、関係者が事業者の説明に応じないことその他の規則で定める理解を得られない理由があるときは、この限りでない。

(諮問)

第10条 町長は、第8条の規定による協議に当たっては、必要に応じてみやこ町環境保全審議会（みやこ町環境保全審議会条例（平成18年みやこ町条例第150号）に規定する審議会をいう。）に諮問するものとする。

(協議の終了の通知)

第11条 町長は、協議が終了したときは、事業者に終了した旨の通知をするものとする。

2 町長は、必要に応じて、前項に規定する通知に意見を付すものとする。

(事業の着手の届出)

第12条 事業者は、前条の協議の終了の通知後、事業に着手した場合は、直ちに町長

に届け出なければならない。また、事業を中止し、又は再開する場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

(事業の設置完了の届出)

第13条 事業者は、事業における設置が完了したときは、速やかに工事の完了を町長に届け出なければならない。

(事業の変更等)

第14条 事業者は、事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長に届け出て、変更する事項について町長と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による変更の届出を行う前に、関係者に対して、事業内容の変更等について説明会を開催しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(廃止の届出)

第15条 事業者は、事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を町長に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、事業者は、再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

(地位の承継)

第16条 事業者から事業譲渡又は相続、合併若しくは分割によりその地位を承継した者は、承継した日から起算して30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。また、当該地位を承継した者は、事業者の責務を引き継がなければならない。

(事業者が所在不明になった場合等)

第17条 土地所有者等は、事業者が所在不明になった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なる者である場合に限り、事業者に代わり必要な措置を講じなければならない。

(維持管理)

第18条 事業者は、事業を実施する間、災害の発生を防止し、又は生活環境の保全に支障が生じることが無く、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態になるように維持管理しなければならない。

2 事業者は、災害等により再生可能エネルギー発電設備及び事業区域が破損し、第三者に被害をもたらすおそれがある場合には、遅滞なく状況の確認を行い、必要な措置

を講じるとともに、町長に報告しなければならない。

(報告の徴取及び立入調査)

第19条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は関係職員を事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(助言、指導又は勧告)

第20条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、助言、指導又は勧告を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定による助言、指導又は勧告を受けたときは、その処理の状況を速やかに町長に報告しなければならない。

(公表)

第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実を公表することができる。

- (1) 正当な理由なく第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 正当な理由なく第11条の規定による通知を受ける前に事業に着手したとき。
- (3) 正当な理由なく第20条第1項の規定による助言、指導又は勧告に応じないとき。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業に着

手する再生可能エネルギー発電設備設置事業について適用する。

- 3 前項の規定にかかわらず既に再生可能エネルギー発電設備を設置している場合であっても、施行日より 90 日前までに事業に着手している場合は、この条例の規定を満たしたものとみなして第 4 条に該当する全ての事業について第 15 条から第 21 条までの規定を適用する。